

## 学 校 施 設 利 用 上 の 注 意

学校施設は、当該学校の教育活動に支障のない範囲で区民の方に開放しています。

翌日は、児童・生徒が授業で使用します。教育活動に支障を与えないように大切に使用し、使用後は後片付けや清掃をしてください。

利用者は下記の事項に注意し、学校施設開放係職員、施設開放協力員又はスポーツ開放指導員の指示に従って、健全な利用に努めてください。

- 1 団体の利用は、原則として自主管理、自己責任で利用していただきます。特に鍵の開閉、児童生徒の安全への配慮、不審者対応に留意してください。
- 2 指定された施設以外に立入らないでください。機械警備をしていますので、センサーが作動することがあります。特にお子様連れの方は、ご注意をお願いします。
- 3 学校内には、児童・生徒の所有物が置かれたり、作品が展示されたりしています。決して手を触れないようにお願いします。
- 4 学校の設備、用具は破損しないように大切に使用してください。破損した場合は、弁償していただくことがあります。
- 5 学校施設を気持ち良く使っていただくため、利用に当たっての準備、後片付け、清掃、ごみの持ち帰りなどは、利用者の責任でお願いします。また、危険物の持込み、火器利用、活動時に必要な水分補給以外の飲食、私物の放置などの行為は禁止です。
- 6 学校敷地内禁煙を厳守してください。学校施設外であってもご遠慮ください。区条例で歩行喫煙は禁止されています。
- 7 車の利用はご遠慮ください。施設近隣への路上駐車は絶対にしないでください。
- 8 利用に当たっては、事故が起きないように十分に注意してください。万が一、事故が発生した場合は皆さんで迅速かつ適切な処置をしてください。また必要に応じて、学校又は学校施設開放係にご連絡ください。なお、利用者の故意・過失による事故の責任は、利用者によっていただきます。
- 9 利用時間を守ってください。この利用時間は、事前準備や後片付けを含めた時間です。終了時刻までに学校敷地から退出をお願いします。特に、夜間の利用終了後は速やかに近隣の迷惑にならないよう静かにお帰りください。
- 10 団体の構成員以外の方の利用は禁止します。
- 11 団体の責任者は、この「学校施設利用上の注意」について、利用者全員に必ず周知してください。
- 12 その他、学校施設は普段は、当該学校の児童・生徒が授業で使用しています。  
また、学校は、地域の共通の財産として地域の皆さんに広く開放しているという趣旨を踏まえ、利用される皆さん一人ひとりが大切に管理し利用していただくようお願いします。
- 13 学校施設を利用できるのは、事前に申請した団体です。利用団体が無断で利用枠を譲り渡すことは、条例で禁止されています。違反した場合は、登録抹消の対象となります。